

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構の会計監査人候補者の募集公告

令和8年3月30日

理事長代理 高橋 正史

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構（以下「機構」という。）は、独立行政法人通則法第39条の規定により、会計監査人の監査を受けなければならないこととなっております。

機構の会計監査人の選任は国土交通大臣が行いますが、その選任に当たっては、当機構が会計監査人候補者を選定することが必要とされています。

当機構による会計監査人候補者の選定方法は、別途、希望者に交付する説明書（企画書記載要領）に記載の「会計監査人候補者選定の審査項目」に基づき評価を行い、複数の候補者を選定し、かつ、選定した候補者の推薦の優先順位を付した候補者名簿を国土交通大臣へ提出する手続きを経ることとされています。

つきましては、当機構の会計監査人候補者を当機構の第6期中期目標期間である令和8年度から令和11年度の複数年度を一括して選定するため、下記に定めるところにより、会計監査人の就任を希望される監査法人を募集いたします。

記

1 業務の名称

「独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構会計監査業務」（以下「監査業務」という。）

2 監査業務の内容

監査業務の内容は、予備調査、期中監査及び期末監査とします。

3 企画書等の作成及び記載上の留意事項

企画書等は「説明書（企画書記載要領）」に基づき作成すること。

4 会計監査人候補者の選定と契約との関係

（1）契約期間

今回の会計監査人候補者の選定は、第6期中期目標期間である令和8年度から令和11年度の複数年度を一括して選定することとしますが、各年度において国土交通大臣の選任を受ける必要があることから、契約は、それぞれの単年度契約とし、その契約期間は当該年度の財務諸表の国土交通大臣承認日までとなります。

（2）令和9年度、令和10年度及び令和11年度の取り扱い

令和9年度、令和10年度及び令和11年度については、今回ご提出いただく企画書の内容（見積金額を含む）に基づき監査業務を実施していただくことを前提として、毎年度、候補者は前年度監査業務の実績報告書及び次年度監査企画書を提出する必要があります。当機構においてその内容を審査したうえで、適切であると認められた場合に限り、引き続き

候補者として国土交通大臣に選任を求めるとします。なお、令和9年度、令和10年度及び令和11年度の会計監査人の選任を求める時点において、応募資格を満たさなくなった場合、または今回提出していただいた企画書に記載された事項が十分に履行されない事態が発生した場合等、適切な監査業務を遂行することが困難であると認められる場合には、選定の見直しの対象となりますのでご了承ください。

5 応募資格

- (1) 監査法人であること。
- (2) 公認会計士法第24条又は第34条の11の規定により、独立行政法人の財務諸表、事業報告書（会計に関する部分）及び決算報告書の書類について監査をすることができない監査法人に該当しないこと。
- (3) 業務の停止の処分を受け、その停止の期間を経過しない監査法人に該当しないこと。
- (4) 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構契約事務取扱規程第5条の規定に該当しないものであること。
- (5) 令和7・8・9年度（全省庁統一資格）「役務の提供等」でAまたはB等級に格付けされた、競争参加資格を有する者であること。

6 担当部課名

〒220-0011 神奈川県横浜市西区高島一丁目1番2号（横浜三井ビルディング5階）
独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構
経理部経理課 櫻井・森 （電話）045-228-5964 <直通>

7 説明書（企画書記載要領）の交付

- (1) 交付期間
令和8年3月30日（月）から令和8年4月27日（月）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く、午前10時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）。
- (2) 交付場所及び交付方法
上記6に同じ。電子メールによるので、記6の担当者に連絡すること。

8 企画書等の提出方法、提出先、提出期限及び提出部数等

- (1) 提出方法 原則郵送（一般書留、簡易書留又はレターパックに限る。）とすること。
やむを得ず持参する場合は、事前にメールにて連絡すること。
- (2) 提出先 上記6に同じ。
- (3) 提出期限 令和8年4月28日（火）必着
※持参の場合 令和8年4月28日（火）午後5時まで
- (4) 提出部数 参加表明書は押印済みの1部を提出。企画書は説明書（企画書記載要領）に基づき作成された企画書及び添付書類とし、7部（正 1部、副 6部）を提出。
併せて、企画書及び添付書類をPDF化した電子データを、別途指定する電子メールアドレスへ送付
- (5) その他

- イ 受付時間は、土曜日、日曜日及び祝日を除く、午前10時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）。
- ロ 提出された企画書の内容について、ヒアリングを実施します。ヒアリングの日時等については、提出者に別途連絡します。
- ハ 企画書の作成に用いる言語及び通貨単位は、日本語及び日本円とします。
- ニ 関連情報を入手するための照会窓口は上記6に同じです。
- ホ 企画書の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とします。
- ヘ 提出された企画書は、審査以外に提出者に無断で二次的に使用しません。
- ト 企画書に虚偽の記載をした場合は、無効となります。
- チ 提出された企画書は、その事由の如何にかかわらず、変更又は取り消しができません。また、一切返還いたしません。

9 機構の業務内容等の情報提供

機構の業務内容等につきましては、以下を参照してください。

- ・ 当機構ホームページ (<https://www.jehdra.go.jp/>) を参照のこと。
- ・ 高速道路機構の概要2025（パンフレット）
- ・ 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構 中期目標
- ・ 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構 中期計画

10 企画書の審査方法及び選任結果の公表

当機構設置の会計監査人候補者選定審査委員会において、提出された企画書を審査し、会計監査人候補者の選定を行います。その後、国土交通大臣による選任を経て、提出者へ結果を連絡するとともに、当機構ホームページ (<https://www.jehdra.go.jp/>) にて公表を行います。

11 その他

国土交通大臣の選任の結果、会計監査人に就任された者の企画書の内容については、独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成13年法律第140号）に基づく開示請求があった場合、開示することがあります。

以 上